

9

第 11 回総会議事録

(令和 6 年 5 月 24 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第11回総会 議事録	
日 時	令和6年5月24日（金曜日）14時00分～16時10分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A B
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 11名 (農業委員 12名・農地利用最適化推進委員 11名) 欠席農業委員数 1名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について</p> <p>第8号議案 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>【追加議案】</p> <p>第9号議案 会長の互選について</p> <p>【追加議案】</p> <p>第10号議案 会長職務代理者の互選について</p> <p>【追加議案】</p> <p>第11号議案 委員の担当地区分担の変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 特定農地貸付けの変更について</p> <p>第6号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について</p> <p>3 その他</p>

	新規就農者の参入状況について
審議結果	<p>第 1 号議案 1 号 許可</p> <p>第 2 号議案 1 号 許可相当 2 号 許可相当 3 号 許可相当 4 号 許可相当</p> <p>第 3 号議案 1 号 許可相当 2 号 許可相当 3 号 許可相当</p> <p>第 4 号議案 3 号 承認</p> <p>第 5 号議案 4 号 承認 5 号 承認 6 号 承認 7 号 承認 8 号 承認 9 号 承認 10 号 承認 11 号 承認 12 号 承認 13 号 承認 14 号 承認 15 号 承認 16 号 承認 17 号 承認 18 号 承認</p> <p>第 6 号議案 1 号 承認</p> <p>第 7 号議案 承認</p> <p>第 8 号議案 承認</p> <p>第 9 号議案 承認</p> <p>第 10 号議案 承認</p>

第 11 号議案

承認

議 事

事務局	(開会 14 時 00 分) 会長が不在となっておりますが、農業委員会等に関する法律によりますと、委員が互選した者がその職を代理するとあります。 まず、出席委員数報告ですが、現在出席委員数は 11 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 11 回総会を開会いたします。 議事録署名人は、石井豊委員と根本委員にお願いします。 それでは矢島職務代理お願いします。
矢島職務代理者	まず始めに追加議案第 9 号議案「会長の互選について」を審議します。 事務局説明をお願いします。
事務局	<第 9 号議案を説明> 農業委員会等に関する法律第 5 条により会長は委員が互選した者をもって充てるとあります。 互選の方法として通常指名推薦の方法をとっております。 ただいま事務局からの御説明の通り、委員の互選ということで委員の皆様からこの場で御推薦いただくということでよろしいでしょうか。
矢島職務代理者	異議なし それでは横浜市南西部農業委員会会長の推薦をお願いします。
委員	職務代理者である矢島委員がそのまま会長となるのが妥当ではないかと思い推薦します。
矢島職務代理者	ほかに推薦はございませんか。無いようであれば、私矢島が会長になるということでよろしいでしょうか。
田中豊委員	御承認いただける方は挙手をお願いします。
矢島職務代理者	過半数以上の挙手を確認いたしましたので、横浜市南西部農業委員会会長に矢島が就任させていただくことになりました。
矢島職務代理者	(矢島職務代理者が会長に就任し、議長となる)
議長	続きまして追加議案第 10 号議案「会長職務代理者の互選について」を審議します。事務局より説明をお願いします。
事務局	<第 10 号議案を説明> 会長職務代理者の互選は慣例により委員からの指名推薦により選ばれております。
議長	ただいま事務局からの御説明のとおり、委員の互選ということで委員の皆様からこの場で御推薦いただくということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしの声がありましたので、皆様から推薦をお願いします。
鈴木宏委員	長年の農業委員の経験があり、考えが統一されているため、森委員を推薦いたします。そのほか御推薦ありますでしょうか。ほかにないようす

	ので、森委員を会長職務代理者とすることでよろしいでしょうか。 御承認いただける方は挙手をお願いします。
委員	過半数以上の挙手を確認しましたので、横浜市南西部農業委員会会长職務代理者は森委員にお願いしたいと思います。
議長	続きまして追加議案第 11 号議案「委員の担当地区分担の変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 11 号議案を説明>
議長	委員の担当地区分担の変更について事務局から説明がありました。
	御質問はありませんか。なければ採決を行います。承認とすることに意義なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 11 号議案は承認と決定します。
議長	続きまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案第 1 号を朗読>
根本委員	議案の詳細につきましては鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	柴シーサイドファーム農園管理事務所から東へ約 220m の農用地 1 筆です。譲受人が経営拡大のため購入するものです。
	現状の肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 1 号議案第 1 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 1 号については、許可と決定します。
議長	次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 2 号議案第 1 号を朗読>
森委員	議案の詳細につきましては門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	弥生台駅から南側に約 640m の農振白地 1 筆。申請者が自己住宅（農家住宅）に転用するものです。土留めはコンクリートブロック 3 段積みの上にメッシュフェンス。汚水は公共下水管、雨水は道路の U 字溝に接続し排水します。日照、排水は隣接者に説明済みです。御審議をお願いします。
	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第 2 号議案第 1 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 1 号については、許可相当と決定します。

議長	次に第2号議案第2号と第3号を一括で審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第2号、第3号を朗読>
矢島委員	議案の詳細につきましては小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第2号について、旧深谷通信所跡地中心部から南東に約570mの農振白地1筆で申請者が駐車場に転用するものです。被害防除について、転用部分は碎石敷の自然透水、雨水は自然浸透に併せて隣接のU字溝に接続。 隣接地の地権者に了承済みです。
根本委員	第3号について、旧深谷通信所跡地中心部から南東に約570mの農振白地1筆で申請者が資材置場に転用するものです。転用部分は碎石敷の自然透水、雨水は自然浸透に併せて隣接のU字溝に接続。日照、排水については隣接地権者了承済みです。御審議をお願いします。
事務局	第2号の駐車場について、公道からの進入路はどこからでしょうか。
根本委員	進入路は南側から入っていきます。
事務局	資材置場に持ち込む多少大きめの4トン車が入っても入れるのか
議長	大きめの車も入れる計画となっています。
委員	その他御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第2号議案第2号及び第3号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)	
議長	総員挙手と認め、第2号議案第2号及び第3号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第2号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第4号を朗読>
石井勝委員	泉区役所から北西へ約500mの農振白地1筆。申請者が自身の住宅敷地を拡張し、自家用車の駐車場として整備するものです。内部はコンクリート舗装を行い、東側の畑との境にはコンクリートブロック3段を設置します。雨水は新設U字溝を通して前面の排水管に接続し処理します。
議長	御審議お願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第4号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第1号を朗読>
	本件4月総会で前面道路の私道所有者の通行承諾が得られないことを

石井勝則委員

理由に保留にしていたのですが、この度私道の所有者から通行承諾が得られたため改めて5月総会にて審議させていただくものです。

和泉小学校から北東へ約300mの農振白地1筆。譲受人が賃借し、資材置場として整備するもの。第2種農地。

事業計画としては、戸塚区舞岡町と栄区小菅ヶ谷4丁目の2か所で資材置場を賃貸している譲受人が賃貸契約を解除した上で、申請地において新たな賃貸借契約をして自社の資材置場として整備するものです。

被害防除としては申請地の東側に市の資源循環局の事務所があり、北と西側は農用地の畠、南側は道路となっています。

内部は碎石敷とし、雨水は浸透管と浸透枠を通しオーバーフローを既存側溝に接続して処理します。敷地の外周は主に2段積みコンクリートブロックと3mの安全鋼板で囲います。

東側には農用地が隣接しており、隣地の農地所有者との話し合いの結果、西側農地と接する部分のみ安全鋼板を3mから1mに高さを下げて農地への日照に配慮する計画となっています。

また北側との農用地の間には高低差があり、申請地より60cm高くなっています。この部分は測量の結果、農用地側が申請地側に最大2mほど越境していることが判明したため畠の一部を削って越境を解消し3段積みの型枠ブロックで断面を押さえる計画です。御審議お願いします。

御質問はありませんか。

議長
石井勝委員

私も和泉地区の農業委員として立会当日に現地を見ています。隣接で畠を耕作しております、私道の所有者の農家も知っています。いろいろな情報を聞くと、もともとは残土置き場で申請があったのが、地元から「それはダメだ」という声が上がり、今の状況（譲受人）になった経緯があるそうです。私道の通行承諾については所有者から経緯を聞いていますが、当初は業者が承諾を取りに来た時に、高校生のお子さんに話をしただけで承諾を取ったということで話が進んでしまったりなど、いろいろ不信感があり私道所有者が返事を保留していたようです。今回、農協の法律相談に相談した結果、私道所有者と申請者、仲介の不動産屋、JAも立ち会いのうえで公正証書を作るということで、申請者の譲受人だけ限定して通行を認めるという話がまとまったそうです。

昨日も私道所有者本人と会ったが、苦しい選択をしたと言っていた。

申請書類の中で「周りの承諾を得ている」と書かれている部分については、できれば事務局と委員の皆さんとの情報共有を通してなるべく「隣接の地権者と話をしているか」ということをお互いに確認できたらとつくづく思いました。

委員皆さんの共通の認識として、今後そういう風にしていただけたらと考えています。

事務局

御意見いただいたことに、事務局から御説明いたします。

現状、許認可権者である横浜市がマニュアルという形で農地法に基づく

石井豊委員

ルールを定めており、そのマニュアルの中では、道路形態があり、かつ私道が入っている場合は申請する書類に地権者からの同意を取った旨が入っていればよいとのルールになっています。

私のところも過去に類似案件があったが、農業委員会に電話して、私は何も聞いてないと連絡したところ、急いで業者が説明に来たということがあった。文書だけで地権者から同意を得たという扱いにするのではなく、しっかり確認してそういうことがないようにしてほしい。地権者に説明していないのに「説明した」と偽る業者が出ることのないように農業委員会としてチェックが必要と思う。

石井勝委員

本件申請は賃貸として申請されていますが、もう土地の所有者は売ることになっているという話(を所有者が話している)。もはや申請自体が事実と違う。そのままで総会審議をしていいのかな、と疑問。

(土地所有者から私道所有者に対して)もう売買の代金は使うところも決まっているから通行承諾を認めてくれという話があったと聞いている。

でも申請は賃貸で出ている。賃貸して農地転用してしまえば(そのあと第三者への所有権移転登記含めて)何でもできる。それでいいのか。そういうことで審議してしまって、みなさんいいんですかね。

審議や調査は書類上で整合性が取れているかで確認せざるを得ない。

あとは我々が賛成するか反対するかですかね。私は正直な思いを発言させていただきました。

そのほかに御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第1号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(採決は) 総員でないとだめなんですか

過半数以上あればいいんですよね。

採決を行いましたが、挙手多数と認め、第3号議案第1号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案第2号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第3号議案第2号を朗読>

原宿公園から東に約300mの振興白地1筆で分家住宅の建設です。周囲に農地はありません。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第2号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第3号を朗読>

石井勝委員
清水推進委員

議案の詳細につきましては清水推進委員から説明します。

泉が丘中学校から南東へ約 250m の農振白地 2 筆です。譲受人が取得し、資材置場として整備するものです。重機が出入りする前側は鋼板で囲い、奥側の土砂の仮置き場には土留めを入れて土砂が流出しないよう対策をします。

雨水の処理は、水勾配をつけて自然浸透で処理する計画です。

御審議お願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 3 号議案第 3 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第 3 号議案第 3 号については、許可相当と決定します。

議長

委員

議長

議長

事務局

金子委員

相澤推進委員

議長

委員

議長

議長

事務局

田中豊委員

矢島委員

矢島委員

小宮推進委員

次に、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第 4 号議案第 3 号を朗読＞

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

みなみ幼稚園から北東に約 330m の調整白地 1 筆です。当該地は法面であり、位置、面積、形状等からみて農地として耕作の用に供することができないため、耕作していません。御審議お願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 4 号議案第 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第 4 号議案第 3 号については、承認と決定します。

次に、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」第 4 号から第 7 号まで一括審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第 5 号議案第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号を朗読＞

第 4 号について、市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から南東へ約 250m の農振白地 1 筆、農用地 5 筆の計 6 筆です。コマツナやウメなどの露地野菜、果樹を栽培しており肥培管理良好です。

第 5 号について、金井公園から北西へ約 320m の農振白地 3 筆で、ジャガイモやナス、キュウリ、スイカ等露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願いします。

第 6 号について、議案の詳細につきましては小宮推進委員から説明します。

明治学院大学戸塚グラウンドから北西に約 200m の農振白地 23 筆 6 団地です。ナス、トマト、エダマメなどの露地野菜を中心に栽培しており肥

	培管理良好です。御審議お願いします。
石井勝則委員	第7号について、和泉小学校から北へ約50mおよび北東へ約350mの農用地2筆です。キャベツなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第5号議案第4号、第5号、第6号、第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第4号、第5号、第6号、第7号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案第8号、第9号、第10号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第8号、第9号、第10号を朗読>
金子委員	第8号について、瀬谷中央公園から南西に約250mおよび東に約350mの生産緑地2筆1団地です。露地野菜及び小麦を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願いします。
矢島委員	議案の詳細につきましては小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第9号について、小雀小学校から東へ約380mの農用地2筆1団地です。キュウリ等の露地野菜及び施設にてスティックブロッコリーを栽培しており肥培管理良好です。
小宮推進委員	第10号について、小雀小学校から南西へ約340mの調整白地1筆、東へ約200mの農用地2筆、南東へ480mの調整白地4筆、東へ約400mの農用地3筆、東へ約630mの調整白地10筆の、計20筆5団地です。コマツナ、カボチャ等の露地野菜を栽培、また、6筆は特定貸付農地です。肥培管理良好です。御審議お願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第5号議案第8号、第9号、第10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第8号、第9号、第10号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案第11号、第12号、第13号、第14号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第11号、第12号、第13号、第14号を朗読>
金子委員	第11号について、瀬谷本郷公園から東に約300mの生産緑地1筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願いします。
矢島委員	議案の詳細につきましては小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第12号について、千秀小学校から南東へ約550mの農用地1筆、小雀小

	学校から北へ約 320mの調整白地 1筆、小雀公園から北西へ約 200mの調整白地 5筆の計 7筆 3団地です。米及びサツマイモやハクサイ等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願ひします。
根本委員 鈴木勇次推進委員	議案の詳細につきましては鈴木勇次推進委員から説明します。 第 13 号について、釜利谷南公園から東へ約 85mの生産緑地 1筆、インゲンやトマトなど露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願ひします。
根本委員	第 14 号について、日野小学校から北へ約 400mの生産緑地 5筆 2団地です。サトイモ、サツマイモ等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議お願ひします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 5 号議案第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号について、承認することに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 5 号議案第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 5 号議案第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝則委員	<第 5 号議案第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号を朗読> 第 15 号について、和泉小学校から北へ約 350mの農用地 1筆及び相鉄いずみ野駅から南西へ約 750mの農振白地 5筆です。露地野菜及び花苗を栽培しており肥培管理良好です。
金子委員	第 16 号について、瀬谷本郷公園から北東に約 250mの生産緑地 3筆です。露地野菜とブドウを栽培しており肥培管理良好です。
矢島委員 角田推進委員	議案の詳細につきましては角田推進委員から説明します。 第 17 号について、小菅ヶ谷小学校から東へ約 330m及び南東へ約 340mの生産緑地 2団地 7筆です。トマトやキュウリ、ホウレンソウ等露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
根本委員	第 18 号について、吉原小学校から北西へ約 50mの生産緑地 4筆 1団地です。主に植木を栽培しており肥培管理良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第 5 号議案第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号について、承認することに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第 5 号議案第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 6 号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局
宮森委員

＜第6号議案第1号を朗読＞

小山台小学校から北東へ約 500mの農用地 3筆です。田畠転換のため最大 1.5mの盛土をし、盛土により水はけのよい優良な畠にすると聞いております。造成後はブルーベリーを栽培します。

盛土は相鉄ゆめが丘近くの新築工事現場に搬入し、一日あたりの土の運搬量は 10 t トラック 20 台分となります。

道路の安全管理措置や搬入口の車両誘導員を配置し、近隣農家や歩行者の妨げにならないようにします。また隣接土地所有者へ説明を行っています。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第6号議案第1号については、承認と決定します。

議長
事務局

次に、第7号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第7号議案を説明＞

実施要領及び手続き規定については、昨年度から特に変更点はございません。

利用状況調査、利用意向調査につきましては、農地法第 30 条及び第 32 条で規定されているものであり、これらにつきましては、農業委員会が実施するものとされております。

利用意向調査は、農地法第 32 条の規定によるものでございます。

実際の利用状況調査（農地パトロール）の実施についてですが、例年、農振農用地区域は、事務局及び市職員で全筆調査後、違反転用地や荒廃農地など課題のある土地について、担当地区委員の皆様に確認をお願いしています。また農振農用地区域以外の農地については、担当地区委員の皆様に現地確認の中で問題のある土地について報告していただいております。具体的な日程等につきましては、7月頃に依頼しますのでよろしくお願いいたします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第7号議案については、承認と決定します。

議長
事務局
議長

次に、第8号議案「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜目標数値や考え方について説明＞

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

	第8号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第8号議案については、承認と決定します。
議長 事務局 議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第1号から第6号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を南部農政事務所からお願いします。
農政推進担当	<新規就農者の参入状況について朗読>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第11回総会を閉会いたします。
	(閉会 午後16時10分)

令和6年5月24日開催 第11回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		欠席	
8	石井 豊		出席	議事録署名人
9	根本 和正	連合会理事	出席	議事録署名人
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水昭男	連合会理事	出席	
3	大山明裕		出席	
4	門倉和美		出席	
5	田邊実		出席	
6	角田雅久		出席	
7	和田新治		出席	
8	鈴木勇次	連合会理事	出席	
9	宮川正		出席	
10	相澤藤雄		出席	
11	小川正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、
 帷野事務職員、鈴木事務職員、山根事務職員、山本事務職員
 農政推進担当：渡利技術職員